

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

1. 趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校の管理下(通常の経路方法による登下校も含む)で生じた災害に対して災害共済給付(医療費, 障害見舞金, 死亡見舞金の支給)を行うものである。

2. 利用上の注意

- (1) 療養に要した費用が, 5,000円(500点)以上のものに限る。
- (2) 医療費の支給開始後, 10年間は給付の対象になる。
- (3) 災害共済給付を受ける権利はその給付事由が生じた日から2年間行わないときは, 時効によって消滅する。
- (4) 災害発生日から翌月の2日までに, 医療等の状況の用紙を学校に提出する。
- (5) 医療等の状況の用紙は, 保健室に常備してある。